

ご存知ですか？

新エネルギー・ライフサイエンス

特区エリアへの進出で、税の軽減が受けられます！

～ 地方税を10年間軽減 ～

5年間最大ゼロ + 5年間最大1/2

大阪市の国際戦略総合特別区域
における地方税の特例制度



+

大阪府の成長特区税制
(府税軽減制度)

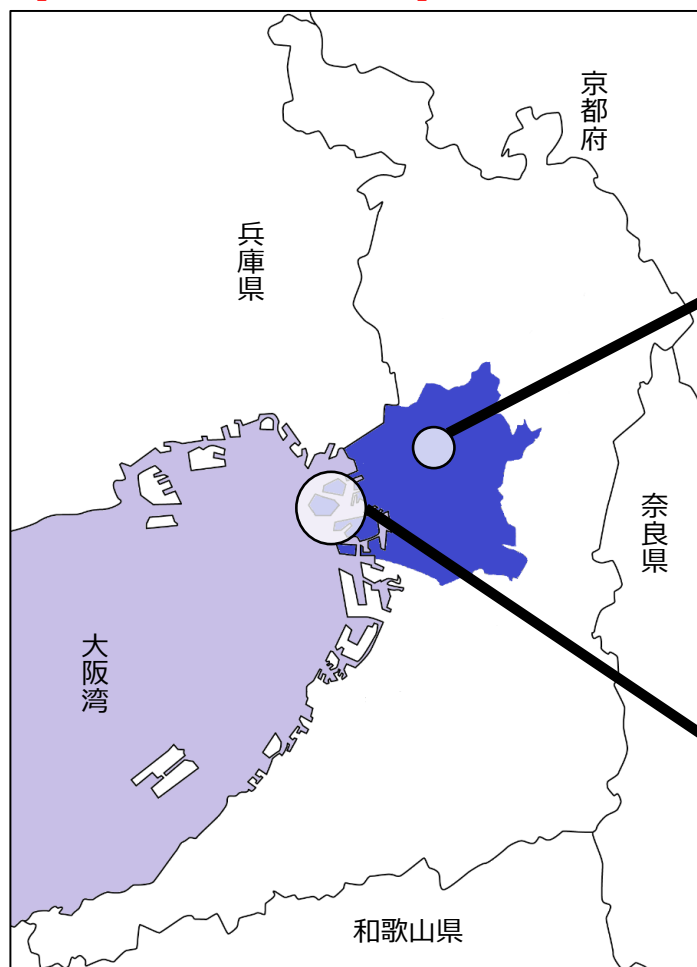


国際戦略総合特別区域に進出する企業の**地方税を最大10年間軽減**して
応援する特例制度のご案内（大阪市）

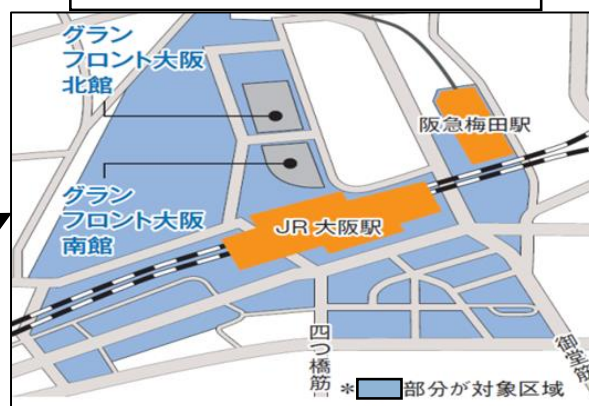
大阪市では、産業集積の促進と産業の国際競争力の強化をめざす特区エリア（下図を参照）に新たに進出し、新エネルギーやライフサイエンスに関連する先駆的な事業を行う場合、その事業に関する市税を10年間軽減する支援を行っています。

※大阪府においても地方税の特例に関する制度（成長特区税制）が設けられています。2つの制度があわせて適用されることによって、当該事業にかかる大阪（府・市）での地方税が最大ゼロとなります。

【対象となる地域（特区エリア）】



大阪駅周辺地区



夢洲・咲洲地区



制度概要（大阪市）

対象事業	○新エネルギー関係の先駆的な研究・開発等を行う事業
	例）電気自動車関連の研究開発・製造、再生可能エネルギー（太陽光・風力など）の研究開発・供給、スマートコミュニティの実証、リチウムイオン蓄電池等の研究開発・製造 など
	○ライフサイエンス関係の先駆的な研究・開発等を行う事業
	例）高度な医薬品・医療機器の研究開発・製造、高度再生医療等の研究開発 など

軽減税目	☐ 法人市民税
	市外から特区に新たに進出の場合 5年間最大ゼロ+5年間最大1/2 (市内からの移転等の場合、従業者数の増加割合に応じて軽減されます。)
	☐ 事業所税
	市外から特区に新たに進出の場合 5年間最大ゼロ+5年間最大1/2 (市内からの移転等の場合、従業者数の増加割合等に応じて軽減されます。)
	☐ 固定資産税・都市計画税
	事業計画認定後3年以内に取得し、供用を開始した特区事業用固定資産について、 5年間最大ゼロ+5年間最大1/2

市税の軽減を受けるための共通要件

- ◆事業計画認定後、3年以内に当該事業計画の特区関連事業を開始していること
- ◆関西国際戦略総合特別区域地域協議会に参画していること（事業計画認定時の要件ではありません）
- ◆条例に規定されている市税の滞納等の各除外規定に該当していないこと

※上記のすべての要件を満たす必要があります。また所定の要件により軽減割合が変わります。

事業計画の認定	事業者が作成する「事業計画」について審査会の意見を聴いた上で市長が認定
---------	-------------------------------------

具体的に申請をご検討の事業者の方は、必ず事前にご相談ください！

【お問い合わせ先】

大阪市 経済戦略局 立地交流推進部 立地推進担当（特区）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル オズ棟南館4階

電話：06-6615-3764 ファックス：06-6615-7433